

建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成26年3月14日

最終改正 令和7年1月17日

上田市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱うこととする。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事

発注者が、工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については兼任を認める。

(1) 次のいずれかに該当する期間のうち、監督員との連絡体制が確保されると認められる場合で、発注者が兼任を認めたもの。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ 現場作業終了後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(2) 次の条件を全て満たす工事については、現場代理人の兼任を認めるものとする。

ア 上田市が発注した工事であること。ただし、国又は長野県等が発注した工事（以下「他の公共機関の工事」という。）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

イ 一の現場代理人が兼任することができる工事の数は、2件までとする。ただし、兼任を希望する工事について、全て上田市が発注した単独工事であり、かつ当初の請負代金額（予定価格が130万円以下の工事を除く）の合計金額が800万円未満の場合は、工事の数にかかわらず兼任できるものとする。

ウ 工事の当初の請負代金額は、全て4,500万円未満であること。ただし、「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」の2に該当する工事はこの限りではない。

エ 工事場所は、全て上田市内であること。

オ 連絡体制として、兼任する上田市が発注した工事の現場には連絡員を配置すること。

カ 次のいずれにも該当しない工事であること。

（ア）交通量10,000台／日以上片側通行規制工事

（イ）労働安全衛生規則第90条に該当する工事

（ウ）難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事

キ 現場代理人を兼任する場合は、次のいずれの条件も満たしていること。

（ア）現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

（イ）現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築するとともに、工事現場の安全管理等の対策を図り、連絡員等に必要な指示を行うこと。

(ウ) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

(エ) 兼任が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。

2 現場代理人の兼任に関する手続き等

(1) 届の提出

受注者は、兼任が発生する工事の契約時に契約書と併せ、現場代理人兼任届（様式1－1、1－2）及び連絡員配置届（様式2）を発注者へ提出する。既に契約中の上田市が発注した工事と他の公共機関の工事を兼任する場合は、他の公共機関の工事の契約締結前に、現場代理人兼任届（様式1－1）及び連絡員配置届（様式2）を発注者へ提出する。

(2) 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

3 適用時期

令和7年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。